

○最高裁判所の命ずる裁判官の職務代行について

昭和二五年一月二八日

人給第四六四号

各庁の長あて事務総長依命通達

本月二十日公布された裁判所法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百八十七号)によつて改正された裁判所法第十九条第二項及び第二十八条第二項並びに同法第三十一条の五の規定に基く裁判官の職務代行に関する取扱について、別紙「最高裁判所の命ずる高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務代行に関する措置要綱」が定められたから、左記留意の上、これにより実施されたい。

記

一 職務代行を必要とする期間の予定について(要綱二の(一)の(二)及び(二))

- 1 職務代行を必要とする期間の予定は、事件統計その他の実証的資料を基礎とした計画的なものでなければならない。
- 2 職務代行を必要とする期間の予定の変更のうち、期間の予定を延長する場合は、少くとも予定期間満了二週間前に、期間の予定を短縮する場合は、その事由の生じた後速かに、変更の上申をしなければならない。
- 3 最高裁判所は、諸般の事情を総合検討して適宜期間を定めるものとする。

二 職務代行の発令等について(要綱五)

- 1 職務代行を命ずるに当つては、そのつど辞令を発するものとする。
- 2 辞令には、職務代行の期間を表示しないで、別に書面で、当該裁判官及び関係裁判所に対し三箇月の範囲内で定めた職務代行の期間を通知し、右期間満了の日の翌日職務代行を解く辞令を発するものとする。例えば、上申された職務代行を必要とする期間の予定が六箇月であり、最高裁判所において五箇月を相当と認めるときは、甲裁判官に対して最長三箇月の範囲で、乙裁判官に対し残りの期間の範囲でそれぞれ職務代行を命ずることとなる。
- 3 特別の事情があるときは、特定の裁判官に三箇月を超える期間にわたつて職務代行を命ずることがある。特別の事情とは、例えば、次のようなものである。
  - (イ) 関連事件数又は関係被告人数が著しく多い等のため三箇月の職務代行期間では処理できない場合で、当該事件処理のため引き続き同一裁判官をして職務代行を行わしめる必要がある場合
  - (ロ) 騒擾罪その他特殊の性格を有する事件について、これが審理判決に当該職務代行裁判官の経験、能力を必要とする場合
  - (ハ) 後任の職務代行裁判官の決定が事実上困難な場合等所定の職務代行期間中に右の(イ)及び(ロ)のような事情が判明したときは、当該高等裁判所は、速かにその事情の詳細及び所定の期間をこえて更に職務代行を希望する期間を前記一の1及び2の例によつて最高裁判所に上申するものとする。

(別紙)

最高裁判所の命ずる高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務代行に関する措置要綱

- 一 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所が、裁判所法第十九条第二項、第二十八条第二項又は第三十一条の五の規定に基き、その裁判所の裁判官の職務を代行する裁判官(以下職務代行裁判官という。)を必要とするときは、当該高等裁判所又は地方裁判所若しくは家庭裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が書面で、最高裁判所にその旨上申するものとする。

二

(一) 前項の上申は、左の例によるものとする。

(イ) 裁判所法第十九条第一項、第二十八条第一項又は第三十一条の五の規定により準用される第二十八条第一項の規定により当該裁判所の裁判事務の取扱上におけるさし迫った必要をみたすことのできない理由を統計その他の資料により明らかにすること。

(ロ) 職務代行を必要とする裁判所及び職務代行裁判官の必要数、代行すべき職務の内容及び地位(裁判長、陪席裁判官又は単独裁判官の区別)等を明らかにすること。

(ハ) 職務代行裁判官の号俸、年令等につき特に希望があるときは、これを記載すること。

(ニ) 職務代行を必要とする期間の予定を具体的に記載すること。

(ホ) 職務代行裁判官の宿泊施設の手配及びその状況について具体的に記載すること。

(二) 特別の事情により職務代行を必要とする期間の予定を変更する必要があるときは、期間満了前に、書面で最高裁判所にその事情を明らかにして、これが変更の上申をするものとする。

- 三 高等裁判所から、前項の上申があつた場合において、最高裁判所がこれを相当と認めるときは、各裁判所における事務の実情その他諸般の事情を勘案して職務代行裁判官を出すべき高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の意見を聞いた上、その高等裁判所に対し所要の職務代行裁判官を出すことを命ずるものとする。この場合において、職務代行裁判官の人選は、その高等裁判所に行わせるものとする。

- 四 前項の例により難い場合には、最高裁判所は、最高裁判所事務総局に勤務する裁判官又は最高裁判所に勤務する裁判所調査官、司法研修所教官若しくは裁判所書記官研修所教官で裁判官たる者の中から、職務代行裁判官を選定するものとする。

- 五 職務代行を命ずる期間は、継続して三箇月以内とする。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。